

# 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

2010年1月

**AIU 保険会社**  
エフアイユーインシュアランスカンパニー

通信販売用

普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、  
ファミリー交通傷害保険、こども総合保険をご契約いただくお客さまへ

（必ずお読みください。！印を記載した項目はお客さまにとって特に重要な情報です。ご注意ください。ご質問・ご相談などのお問合せ先につきましては、最終ページにてご確認ください。）

## 契約概要のご説明

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえで申し込みください。また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載していません。詳細につきましては、保険の約款、ご契約のしおり、パンフレットでご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組み

「普通傷害保険」「家族傷害保険」「交通事故傷害保険」「ファミリー交通傷害保険」「こども総合保険」は、被保険者（保険の対象となる方）が、急激かつ偶然な外来の事故（注1）によってケガ（傷害）を被った場合に、保険金をお支払いする保険です。

商品によって被保険者の範囲や、保険の対象となる事故の範囲が異なります。

被保険者の範囲	保険の対象となる事故の範囲	
	すべての事故	交通事故、建物火災事故など
ご本人のみ	普通傷害保険、こども総合保険（注2）	交通事故傷害保険
ご本人とご家族（注3）	家族傷害保険	ファミリー交通傷害保険

（注1）「急激かつ偶然な外来の事故」について

「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと、「偶然」とは、事故発生が予知できないこと、「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。この3要件に該当しない日焼け、しもやけ、疲労骨折、テニス肘、野球肩などは、保険金のお支払いの対象とはなりません。

（注2）こども総合保険は、保険期間（保険のご契約期間）中に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合も補償の対象となります。（細菌性食中毒補償特約を自動的にセットします。）

（注3）「家族」とは、ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計をともにする同居の親族（ご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。）、ご本人または配偶者と生計をともにする別居の未婚（これまでに婚姻歴がない）のお子さまをいいます。

本人と本人以外の被保険者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時点のものをいいます。

### 2. 補償の内容

保険金をお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合を記載しています。詳細は保険の約款、ご契約のしおり、パンフレットでご確認ください。

（1）保険金をお支払いする主な場合

①死亡保険金	事故の発生の日から180日以内（事故の発生の日を含めて数えます。以下同様です。）に死亡された場合に、保険金額（ご契約金額）の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った後遺障害保険金額を差し引いた残額をお支払いします。
--------	--

②後遺障害保険金	事故の発生の日から180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、保険金額の3%～100%をお支払いします。ただし、保険期間（保険のご契約期間）を通じて合算し、保険金額が限度となります。（注） （注）保険期間が1年を超える場合には、保険年度（※）ごとに、保険金額が限度となります。 （※）保険年度とは、初年度については、保険期間の開始日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については保険期間の開始日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様となります。
③入院保険金	事故の発生の日から180日以内に入院（注）された場合に、[入院日数×入院保険金日額]をお支払いします。ただし、事故の発生の日から180日以内の入院に限ります。 （注）「入院」とは医師による治療が必要な場合に、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
④手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、治療のために事故の発生の日から180日以内に保険の約款に記載された手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。1事故につき1回の手術がお支払いの対象です。
⑤通院保険金	事故の発生の日から180日以内に通院（注）された場合に、[実際に通院した日数（90日限度）×通院保険金日額]をお支払いします。ただし、日常の動作など平常の生活または業務に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 （注）「通院」とは医師による治療が必要な場合に、病院または診療所に通い、医師の治療を受けることをいいます。（往診を含みます。）

なお、既に被っていたケガや病気の影響などにより症状が重くなった際に、その影響がなかった場合に相当する金額を決定し、保険金の一部を削減してお支払いする場合があります。

（2）保険金をお支払いできない主な場合！  
（共通）

- ①故意または重大な過失により被ったケガ（注1）
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被ったケガ
- ③無資格運転（走行以外の操作資格を含みます。）、酒酔い運転（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）、麻薬など服用時で自動車などの運転中に被ったケガ
- ④脳疾患、疾病または心神喪失によって被ったケガ
- ⑤妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ
- ⑥戦争、暴動などによって被ったケガ
- ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被ったケガ
- ⑧核燃料物質などの有害な特性により被ったケガ
- ⑨むちうち症（頸部症候群）または腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの … など

（普通傷害保険、家族傷害保険、こども総合保険のみ）

- ⑩危険なスポーツなど（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合は除きます。）、ハンググライダー搭乗など）を行っている間に被ったケガ（注2） … など

（交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険のみ）

- ⑪路線航空機以外の航空機を操縦中またはその航空機に職務として搭乗中
- ⑫グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中
- ⑬職務として、交通乗用具への荷物の積み込み・積卸し作業または交通乗用具の修理・点検・整備・清掃作業に従事中 … など

（注1）「故意または重大な過失により被ったケガ」とは、例えば自傷行為や適切な安全対策を行うことなく高所にのぼり飛び降りるといったような行為などにより被ったケガをいいます。

（注2）「普通傷害保険」「こども総合保険」であらかじめ割増保険料を払い込みいただいている場合は、補償の対象となります。

### 3. セットできる主な補償・特約およびその概要

例えば次のような、オプションでセットできる補償・特約をご用意しています。商品やプランによりセットできる補償・特約が異なりますので、詳細は保険の約款、ご契約のしおり、パンフレットでご確認ください。

(1) 地震・噴火・津波危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被ったケガを補償します。
(2) 個人賠償責任	被保険者本人またはそのご家族（注）が日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 （注）「家族」とは、ご本人の配偶者、ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者、ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と生計をともにする同居の親族（ご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。）、ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と生計をともにする別居の未婚（これまでに婚姻歴がない）のお子さまをいいます。
(3) 後遺障害保険金の追加支払	後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日から180日を経過し被保険者が生存されていた場合は、後遺障害保険金を追加でお支払いします。
(4) 育英費用（こども総合保険のみ）	被保険者の扶養者（注）が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日から180日以内に死亡または所定の重度後遺障害が生じたことにより被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金をお支払いします。 （注）「扶養者」とは被保険者の生計を支えている方および学費を負担する方で、申込書の扶養者欄にてご指定いただいた方となります。

### 4. 保険期間

- 保険期間（保険のご契約期間）は、原則1年間です。ご契約の種類によっては1年を超える場合や1年未満の場合もあります。実際にお客さまがご契約される保険期間につきましては、申込書でご確認ください。なお、満期日の管理とご継続の手続きは、原則として保険契約者ご自身で行っていただくこととなりますので、ご了承ください。
- 原則として通信販売に関する特約がセットされたご契約は、保険契約の満了日3ヶ月前の日までに、弊社またはご契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合は、保険契約は満了する日と同一の内容で継続されます。
- 継続契約の保険期間の開始前に保険料率の改定があった場合、継続契約には改定された保険料率が適用されます。

### 5. 引受条件（保険金額など）

保険金額（保険のご契約金額）の設定につきましては、次の点にご注意ください。また、実際にお客さまがご契約される保険金額につきましては、申込書をご確認ください。

- 被保険者（保険の対象となる方）の年齢・年収などに照らして、適正な金額となるように設定してください。
- 「普通傷害保険」「交通事故傷害保険」「こども総合保険」は、次の①②いずれか一方でも該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、お客さまがご契約されている同一の補償を提供する他の保険契約（共済を含みます。）と合算して1,000万円までとなります。
  - 被保険者が保険期間開始日時点で15才未満の場合
  - 保険契約者と被保険者が異なる場合
- 「家族傷害保険」「ファミリー交通傷害保険」は、ご本人以外の方（配偶者および親族）がご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、お客さまがご契約されている同一の補償を提供する他の保険契約（共済を含みます。）と合算して1,000万円までとなります。
- 入院保険金、通院保険金、オプション補償（特約）は、他の補償項目の保険金額や年齢、職業・職務内容などにより、保険金額（保険のご契約金額）に上限や制限がありますので、あらかじめご了承ください。

### 6. 保険料

保険料は、保険期間（保険のご契約期間）、保険金額、お仕事の内容などにより決定されます。実際にお客さまが払込みされる保険料につきましては、申込書で必ずご確認ください。

### 7. 保険料の払込み

- 保険料はご指定の金融機関口座より所定の払込期日に振り替えさせていただきます。振替開始日など詳細につきましては「パンフレットなど」でご確認いただくか、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- クレジットカードで保険料をお支払いいただく場合は、クレジットカード会員規約などにもとづき保険料を振り替えさせていただきます。

### 8. 満期返れい金および配当金

「普通傷害保険」「家族傷害保険」「交通事故傷害保険」「ファミリー交通傷害保険」「こども総合保険」には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

### 9. 解約時の返還保険料の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。解約されるタイミングにより、ご契約の保険期間のうち残っている期間の保険料を返還する場合や、未払込保険料があるときは、その保険料を請求する場合があります。また、返還保険料としてお支払いする保険料は、多くの場合払込保険料の合計額より少ない金額となり、返還保険料がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページにてご確認ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(URL <http://www.aiu.co.jp/individual/policydoc/rp>)

## 注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

### 1. クーリング・オフ（ご契約申込みの撤回）

通信販売に関する特約がセットされたご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

### 2. 告知義務および通知義務など

#### (1) 告知義務

ご契約者や被保険者には、お申込みの際に、危険に関する重要な事項のうち、弊社が申込書の「告知事項」欄に記載いただくよう求めた事項（告知事項）に対し、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。主な告知事項は次のとおりですが、詳細は申込書でご確認ください。

- 年齢
  - 職業・職務内容
  - 過去における傷害保険金請求・受領の有無
  - 同一の補償内容を提供する他の保険契約（共済を含みます）へのご加入の有無 …… など
- 弊社では、主に「告知義務」欄に回答いただいた内容に基づいて、ご契約のお引受けが可能かを判断させていただいております。他のご契約者との公平性を保つため、回答いただいた内容によっては、新規・継続に関わらず保険金額（保険のご契約金額）やセットする特約を変更いただく場合や、ご契約をお断りする場合があります。また、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったり事実と異なることを告げた場合

には、「告知義務違反」として保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。なお、弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しており、告知の受領権も有しています。

#### (2) 通知事務（普通傷害保険、家族傷害保険、こども総合保険のみ）

ご契約後に以下の変更が生じた場合には、遅延無く、取扱代理店または弊社にご通知ください。（注）

①被保険者（保険の対象となる方）の職業・職務内容が変更となる場合

②被保険者が新たに職業についての場合または職業をやめた場合

ご通知いただいた職業・職務内容によっては、追加保険料を払い込みいただくことがあります。ご契約者が追加保険料の払込みを相当の期間怠った場合は、弊社にご契約を解除することがありますのでご注意ください。

故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけなかった場合、変更の後に発生した事故によるケガに対しては保険金を削減してお支払いすることがあります。

変更後の職業・職務内容が次のいずれかの場合、弊社にご契約者に通知しご契約を解除する場合があります。その場合、職業・職務の変更が生じたとき以降の事故に対しては、保険金をお支払いできません。また、既に保険金をお支払いしてきたときは、その保険金を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

オートテスター（テストドライバー）、オートバイ競争選手、自転車競走選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含む）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、拳闘家（プロボクサー）、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含む）力士（相撲取）

（注）家族傷害保険をご契約の場合、ここで言う「被保険者」とはご本人のみとなります。

#### (3) 死亡保険金受取人

死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いいたします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままご契約された場合には、保険契約は無効（注）となります。保険期間の途中で死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に変更される場合は、必ず被保険者の同意を得て、弊社へ書面にてご通知ください（ご契約者の法律上有効な遺言による死亡保険金受取人への変更も可能です。その場合、ご契約者の遺言が効力を生じた後その法定相続人が、被保険者の同意を得て、弊社にご通知ください。）。なお、その通知が弊社に到達する前に弊社が死亡保険金をお支払いした場合は、その後で保険金の請求を受けても保険金をお支払いいたしません。

（注）「無効」とは、この保険契約の全部の効力を、保険期間の開始日にさかのぼって失うことをいいます。

#### (4) 保険契約の内容を変更する場合

保険期間の途中で、補償内容の見直しなど、保険契約の内容を変更される場合、保険料を追加で請求または返還することがあります。

### 3. 責任開始日

(1) 保険責任の開始日（補償を開始する日）は、原則として保険料（初回保険料）振替日の翌日（午前0時）より始まります。

(2) 「普通傷害保険」「家族傷害保険」「交通事故傷害保険」「ファミリー交通傷害保険」「こども総合保険」では保険期間が始まった後であっても、原則として保険料（初回保険料）が振替不能となり、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合には、いかなるケガに対しても、保険金をお支払いできません。

### 4. 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」2. 保障（補償）の内容（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

### 5. 保険料の払込猶予期間など

分割払の場合、第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日（注）までに払い込みください。払込期日の属する月の翌月末日までに分割保険料の払込みがない場合には、その払込期日後に起きた事故によるケガに対しては保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。

（注）口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

### 6. 解約時の返還保険料

「契約概要のご説明」9. 解約時の返還保険料の有無をご確認ください。

### 7. 保険会社破綻時の取扱い

(1) 保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。

(2) 損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、補償割合は次のとおりです。

①保険期間が1年以内の場合

保険金、解約時の返還保険料などは原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

②保険期間が1年超の場合

保険金、解約時の返還保険料などは原則として90%まで補償されます。ただし引受保険会社の経営が破綻した時点で、保険料等の算出の基礎となる予定利率が高い場合には、契約条件により補償割合は90%を下回ることがあります。

なお、損害保険会社が破産手続き開始の決定を受けた場合でも、その決定を受けた日から3か月までは、保険契約を解約することができます。

### 8. 個人情報の取扱い

#### (1) 個人情報の利用目的

弊社はこのご契約に関する個人情報を以下の目的のために利用します。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

#### (2) 個人情報の提供

あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。

- ①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（弊社代理店を含みます。）へ委託する場合
- ②ご本人または公共の利益のため必要と考えられる場合
- ③再保険（再々保険以降の出再を含みます。）のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合
- ④ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要と考えられる場合
- ⑤事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社などの間で確認する場合（同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合を含みます。）
- ⑥保険金のお支払いのために必要な範囲内において、保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者など）に提供する場合
- ⑦その他法令に根拠がある場合

#### (3) 個人情報の取扱いに関するお問合せ先

AIU 保険会社 お客様情報相談窓口：電話 0120-336-112（通話料無料）

（受付時間：土日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時）

弊社の個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

（URL: <http://www.aiu.co.jp/footer/privacy.htm>）

## その他のご注意

### 1. お申込みの際、ご注意いただきたいこと

申込書記載事項に誤りがないか、「ご記名・ご捺印」または「ご署名」される前にもう一度ご確認ください。特に、告知事項欄に回答いただいた内容は、必ずご確認ください。

### 2. ご契約後にご注意いただきたいこと

#### (1) 保険証券の保管

保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および添付されている普通保険約款・特約をご確認のうえ、大切に保管ください。万一、内容が異なっている場合は取扱代理店または弊社までご連絡ください。

#### (2) ご契約内容の変更

次の変更が生じた場合には、遅滞無く取扱代理店または弊社にご通知ください。(注1)

(共通)

- ① 保険契約者または被保険者の住所が変わる場合 (注2)
- ② 被保険者が死亡保険金をお支払いすべきケガ以外の事由(病気など)により死亡された場合
- ③ 被保険者が契約者の会員(構成員)でなくなった場合(団体契約の場合)

(普通傷害保険、家族傷害保険、こども総合保険のみ)

- ④ 被保険者(保険の対象となる方)の職業・職務内容が変更となる場合
- ⑤ 被保険者が新たに職業についた場合または職業をやめた場合

(こども総合保険のみ)

- ⑥ 扶養者が保険金をお支払いすべき事由以外により死亡された場合(注3)

(注1) 家族傷害保険、ファミリー交通傷害保険をご契約の場合、ここで言う「被保険者」とはご本人のみとなります。

(注2) 住所をご通知いただかない場合、重要なお知らせがお届けできなくなることがありますので、ご協力をお願いします。

(注3) 育英費用補償、学業費用補償特約のいずれかがセットされているご契約の場合のみ、ご通知ください。

#### (3) 被保険者からの解約請求

被保険者(保険の対象となる方)がご契約者以外の方で、死亡保険金受取人を特定の方に指定していない契約について、次の事が原因として、被保険者がご契約者へ保険契約の解約を請求した場合、ご契約者はこの被保険者について解約の手続きを取らなければなりません。なお、①の場合のみ、被保険者本人が弊社へ解約の手続きをとることが可能になります(注)。解約となった場合、弊社からご契約者に通知をします。

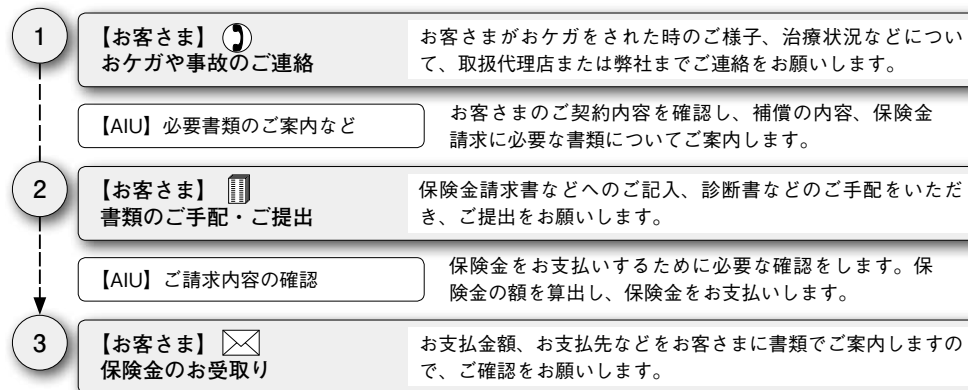
- ① 被保険者となることに同意していなかった場合
  - ② ご契約者または保険金受取人が、保険金の取得を目的とした事故またはそれと同程度の被保険者の信頼を損なう重大な事から発生させた(未遂を含みます)場合
  - ③ 婚姻関係を解消した場合 など
- (注) その被保険者の部分に限ります。また、健康保険証など、被保険者であることを証明する書類のご提出が必要です。

#### (4) 重大な理由による解除

保険金の取得を目的とした事故を起こす、詐欺行為を行う、多重契約により被保険者の保険金額(保険のご契約金額)が著しく過大となるなど、弊社がご契約を継続させることが困難と判断せざるを得なくなった場合は、保険契約を解除することがありますので、ご注意ください。なお、これらが発生したとき以降の事故に対しては、保険金をお支払いできません。また、既に保険金をお支払いしていたときには、その保険金を返還していただくことがあります。

### 3. 事故が起きた場合

(1) 保険金お支払いまでの流れ(事故の内容や状況などによっては異なった流れとなる場合もあります。)



#### (2) 事故発生時のご注意

- ① 事故が起きた場合は、30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- ② 高度障害状態などの事情により、被保険者が保険金を請求できない場合は、所定の条件を満たす配偶者または親族の方が被保険者の代理人として保険金の請求を行うことができます。ご契約時には、被保険者の代理人として保険金の請求手続きをされる可能性のあるご親族に、ご契約の存在とこの規定についてお伝えいただきますようお願いいたします。
- ③ 賠償責任に対する補償(特約)については、賠償事故が発生した場合の示談につきましても必ず弊社にご相談ください。弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決のための助言、協力を行うことができます。損害賠償額の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合には、弊社は損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いします。
- ④ 正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、弊社に事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合などには、弊社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

#### (3) 保険金の請求手続き

保険金のご請求に必要な、主な書類は次のとおりです。お支払いする保険金の種類や事故の内容または損害の額などにより異なりますので、事故のご連絡をいただいた後に詳しくご案内します。また、弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

各保険金共通	保険金の請求書、傷害状況報告書、医療情報・個人情報に関する調査の同意書、(必要に応じて)印鑑証明書、保険証券
事故の発生状況や、保険金お支払いの対象となる事故かを確認する書類	事故の種類は発生場所ごとに、公の機関(やむを得ない場合は第三者)の発行する証明書(交通事故証明書、盗難・焼失など公的機関が発行する証明書、名簿/主催者発行の証明書 など) 免許書などの資格証明書 など
死亡を確認する書類	死亡診断書、除籍謄本/戸籍謄本 など

後遺障害の程度を確認する書類	後遺障害診断書、検査資料（画像・病理等の臨床検査記録）など
入院・手術・通院の状況を確認する書類	傷害診断書、治療費用領収書または診療報酬明細書 など
法定相続人を確認する書類	法定相続権者からの委任状、戸籍謄本、印鑑証明書 など
保険金の代理請求を確認する書類	代理請求者の資格確認書類（戸籍謄本、印鑑証明書 など）

#### (4) 保険金お支払いの時期

(3)に記載する必要書類が揃った日（請求完了日）からその日を含めて30日以内に、おケガの程度や保険金のお支払い対象となる事故か否かなど、保険金のお支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、下記①～⑤の照会、調査が必要な場合は、請求完了日からその日を含めて下記に定める日数を経過する日までに保険金をお支払いすることがありますので、その場合は、別途お客さまにご案内します。

①	事故の原因や状況、おケガの程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための、警察、消防などの公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
②	事故の原因や状況、おケガの程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための、医療、検査機関などの専門機関による診断、鑑定結果の照会	90日
③	後遺障害の内容、およびその程度を確認するための、医療機関による診断、専門機関による認定審査の結果の照会	120日
④	災害救助法が適用された地域において、事故の原因や状況、おケガの程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための調査	60日
⑤	日本国外での事故など、日本国内で必要な確認がとれない場合の、日本国外における調査	180日

なお、被保険者（保険の対象となる方）または保険金を受け取るべき方が、正当な理由なく調査を妨げたり、必要な協力を行わないなどにより調査が遅れるようなことがある場合は、それにより遅延した期間は下記の日数には算入されません。

#### (5) 他に同様の補償内容を提供する保険契約がある場合のお支払い方法

例えば携行品の損害やケガの治療費用など、被保険者の被った損害に対する補償（特約）については、他に同一の損害に対して補償を受けられる保険（共済を含みます。）がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする前に他の保険により保険金が支払われるときは、その金額を損害・費用の額から差し引いて保険金をお支払いします。（万一、他の保険契約および弊社より重複して同一の補償を受けた場合には、弊社が支払った保険金を返還していただくことがあります。）

#### (6) 保険金ご請求の期限（時効）

保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。事故がおきた場合には（2）に記載のとおり、30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡をお願いします。契約の満期、終了の場合は保険金の請求漏れがないか、ご確認ください。


#### (7) 被害者（事故の相手方）の先取特権（保険法施行日以降に発生した事故について適用されます。）

賠償責任に対する補償（特約）については、被害者（事故の相手方）に先取特権（被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利）があります。

### 4. 共同保険契約

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

## お問合せ先

<b>1. 保険に関するお問合せ・ご相談・苦情</b> ○この重要事項説明書または保険証券記載の取扱代理店または弊社営業部支店までご連絡ください。 ○また、本店へお電話いただく際は右記までご連絡ください。	AIU保険会社 本店 電話 <b>0120-75-7151</b> （通話料無料）※ （受付時間：土日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時）
<b>2. 保険に関するご相談・苦情</b> 保険会社との間で問題を解決できない場合には、外国損害保険協会にご相談いただくこともできます。	外国損害保険協会 電話 <b>03-5425-7854</b> （受付時間：土日・祝日・年末年始を除く 午前9時～12時、午後1時～午後5時）
<b>3. 事故のご報告・保険金のご請求</b> ○保険証券記載の取扱代理店またはAIU事故受付センターまでご連絡ください。 <b>ご注意ください</b> 事故以外の各種お問合せは上記1. 2へお願いします。	AIU事故受付専用ダイヤル 電話 <b>0120-01-9016</b> （通話料無料）※ （受付時間：24時間365日）
取扱代理店  代理店 <b>ほけんのABC</b> 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-13-7 大和家ビル5F ホームページ: <a href="http://www.toy-hoken.co.jp/">http://www.toy-hoken.co.jp/</a>	電話 <b>0120-101-343</b> （通話料無料）※ （受付時間：土日・祝日・年末年始を除く午前9時～午後5時） FAX <b>0120-101-289</b> （通話料無料）※ （受付時間：24時間365日）

※ IP 電話をご利用の場合、IP 電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

2010年1月1日以降補償開始契約用

「ご契約内容チェックシート」のご提出を必要としない場合（団体内で保険加入の申込みをされる方）は、次の「ご加入内容確認事項」をご覧ください。

## ご加入内容確認事項

（意向確認事項）

この説明書は、お申し込みいただくご契約の内容が、ご契約者（加入依頼者）のご希望に沿った内容であること、ご契約をする上で特に重要な事項の欄に正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。ご確認にあたりご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、この説明書はお手元に保管いただきますようお願い申し上げます。

1. 今回お申し込みされるご契約が、以下の点でご契約者（加入依頼者）のご希望通りの契約内容になっていることをご確認ください。ご希望通りの契約内容になっていない場合は、取扱代理店または弊社までお申し出ください。
    - 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）  
（注）お支払事由の詳細については、重要事項説明書、パンフレットなどをご確認ください。
    - 保険金額（ご契約金額）
    - 保険期間（保険のご契約期間）
    - 保険料・払込方法
  2. 申込書（加入依頼書）の記載事項につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書（加入依頼書）の訂正が必要になりますので、取扱代理店または弊社までお申し出ください。
    - 申込書（加入依頼書）の告知事項欄にてお伺いしている「年令」「職業・職務内容」「他の保険契約」「過去の事故歴」（注）などを、正しくお答えいただいていますか。  
（注）ご契約種類により告知事項は異なります。
- 【家族傷害保険、ファミリー交通傷害保険の場合のみ、ご確認ください。】
- 被保険者（保険の対象となる方）の範囲を、ご確認いただいていますか。